

○高松市法定外公共物管理条例施行規則

平成17年 3 月 24 日規則第13号

改正

平成17年 9 月 22 日規則第74号

平成18年 1 月 6 日規則第 3 号

平成26年 4 月 1 日用字用語整備施行

高松市法定外公共物管理条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高松市法定外公共物管理条例（平成17年高松市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請等)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項前段の規定による占用等の許可を受けようとする者は、高松市法定外公共物占用等許可申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図、地籍図及び占用面積求積図

(2) 条例第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる行為をしようとする者にあつては、工作物又は施設の平面図、縦断面図、横断面図及び構造図

(3) 利害関係人の同意書

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の許可をしたときは、高松市法定外公共物占用等許可書（様式第 2 号）を申請者に交付する。

(変更の許可の申請等)

第 3 条 前条第 2 項の規定による許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、条例第 4 条第 1 項後段の規定による変更の許可を受けようとするときは、高松市法定外公共物占用等変更許可申請書（様式第 3 号）に前条第 1 項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、高松市法定外公共物占用等変更許可書（様式第 4 号）を申請者に交付する。

(更新の申請)

第 4 条 占用者は、条例第 6 条の規定により定められた許可の期間の満了後引き続き当該許可に係

る行為をしようとするときは、許可の期間の満了する日の1月前までに、高松市法定外公共物占用等許可更新申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（工事の着手等の届出）

第5条 占有者は、条例第4条第1項の許可に係る工事に着手するとき、又は当該工事が完了したときは、高松市法定外公共物工事着手・完了届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（氏名等の変更の届出）

第6条 占有者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（許可の表示の様式）

第7条 条例第13条の規則で定める様式は、様式第7号によるものとする。

（地位の承継の届出）

第8条 条例第15条第2項の規定による届出は、高松市法定外公共物に係る地位承継届（様式第8号）に相続人にあつては戸籍謄本その他の当該相続人に該当することを証する書類を、合併後存続する法人、合併により設立された法人又は分割により条例第4条第1項の許可に基づく権利を承継した法人にあつては登記事項証明書その他の当該法人に該当することを証する書類を添えて提出することにより行わなければならない。

（占用等の廃止等の届出）

第9条 条例第16条の規定による届出は、高松市法定外公共物占用等許可期間満了・廃止届（様式第9号）を提出することにより行わなければならない。

（身分証明書）

第10条 条例第19条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第10号によるものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（高松市河川堤とう、こうきょ占用規則の廃止）

2 高松市河川堤とう、こうきょ占用規則（昭和32年高松市規則第12号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現に香川県公共用財産管理条例施行規則（平成12年香川県規則第64号）に

規定する様式により使用されている書類又は標札でこの規則の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則に規定する様式によるものとみなす。

(塩江町の編入に伴う経過措置)

- 4 塩江町の編入の際現に塩江町公共用財産管理条例施行規則（平成14年塩江町規則第4号）に規定する様式により使用されている書類及び標札は、この規則に規定する様式によるものとみなす。

(牟礼町、庵治町、香川町及び国分寺町の編入に伴う経過措置)

- 5 牟礼町、庵治町、香川町及び国分寺町の編入の際現に牟礼町法定外公共物管理条例施行規則（平成14年牟礼町規則第8号）、庵治町公共用財産管理条例施行規則（平成14年庵治町規則第6号）、香川町法定外公共物管理条例施行規則（平成17年香川町規則第14号）又は国分寺町公共用財産管理条例施行規則（平成14年国分寺町規則第15号）に規定する様式により使用されている書類及び標札は、それぞれこの規則に規定する様式によるものとみなす。

附 則（平成17年9月22日規則第74号）

この規則は、平成17年9月26日から施行する。

附 則（平成18年1月6日規則第3号）

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号（第4条関係）

様式第6号（第5条関係）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第8条関係）

様式第9号（第9条関係）

様式第10号（第10条関係）